



佐賀県小児慢性特定疾病児童等 レスパイト訪問看護事業

「レスパイト訪問看護」とは、病気子どもさんのケアをされている家族が、ホッと一息できるよう看護師を自宅に派遣し、一時的に家族が行うケアを代行する支援です。

対象者:以下の①から④のすべてに該当する子どもさんを介護されているご家族

- ①佐賀県にお住まいで、小児慢性特定疾病医療(小慢)受給者証を持っている
- ②人工呼吸器を装着、または小慢の重症患者認定を受け、医療機器を使用している
- ③訪問看護を利用している
- ④病状が安定しており、レスパイト訪問看護の利用について主治医の許可が得られる



サービス内容

**在宅で看護師による
小慢児童等の医療的ケアと見守りを行います**

このサービスは、看護師が訪問している間、ご家族は自宅にいても、外出しても利用できます。

ご家族の休息や受診、きょうだい児とのかかわりの時間等にご利用ください。

【例】

休憩・おひるね 受診・健診 きょうだい児の行事 買い物 美容室



(注)通常の医療保険による訪問看護の利用と異なり、入浴や外出を伴う介護など訪問看護師を複数要する行為等はいりません。

利用について

利用期間

利用決定からその年の
3月31日まで

利用時間

期間中、48時間まで

1回の利用時間は1時間単位で最大4時間まで、9～17時の間で利用できます。

定期的な訪問看護の利用時間につなげて利用することもできます。

利用日時については訪問看護師と調整してください。

利用料金

小慢医療受給者証の
自己負担額の区分による
料金(0円～250円/時間)



訪問看護師の
交通費(往復)

サービス利用時に直接、訪問看護師にお支払いください。

**利用についてのご相談や
お申し込みは、最寄りの
保健福祉事務所まで!**

所定の申し込み用紙で
申請してください。

申し込み用紙は、
各保健福祉事務所にあります。



お問い合わせ先

佐賀中部保健福祉事務所	☎:0952-30-2183	FAX:0952-33-4627	✉ chuubuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp
鳥栖保健福祉事務所	☎:0942-83-2172	FAX:0942-84-1849	✉ toshuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp
唐津保健福祉事務所	☎:0955-73-4228	FAX:0955-75-0438	✉ karatsuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp
伊万里保健福祉事務所	☎:0955-23-2102	FAX:0955-22-3829	✉ imarihokenfukushi@pref.saga.lg.jp
杵藤保健福祉事務所	☎:0954-23-3174	FAX:0954-22-4573	✉ kitouhokenfukushi@pref.saga.lg.jp
佐賀県子ども家庭課	☎:0952-25-7056	FAX:0952-25-7300	✉ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp